

申告関連情報

⚠ 公的年金等の源泉徴収票は確定申告で必要です

日本年金機構から、「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中に対象者へ郵送されます。

源泉徴収票には、**支払われた年金の額や源泉徴収された所得税額が記載されています。**

確定申告をするときや、源泉徴収された所得税の還付を受けるときに必要となります。

大切に保管してください。

- ☒ 令和6年中に厚生年金・国民年金の「老齢年金」などを受給した人
(遺族年金・障害年金は税金がかからないため源泉徴収票は送られません)
- 紛失した場合は再交付できます。大宮年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。
- ☒ 大宮年金事務所 (☎ 048-652-3399)
※自動音声案内「1」を選択、その後「2」を選択
- ねんきんダイヤル (☎ 0570-05-1165[ナビダイヤル]、050 から始まる電話の場合 ☎ 03-6700-1165)



年金記録の確認に、便利な「ねんきんネット」をご利用ください



ねんきんネットは日本年金機構が行っているサービスで、年金記録の確認等をスマートフォンやパソコンから24時間いつでも利用できます。ねんきんネットとマイナポータルを連携すれば、源泉徴収票の電子データを受け取ることもできます。

詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。



- ☒ ねんきんネット専用番号 (☎ 0570-058-555[ナビダイヤル]、050 から始まる電話の場合 ☎ 03-6700-1144)
- 大宮年金事務所 (☎ 048-652-3399)
※自動音声案内「2」を選択、その後「2」を選択

〈広告〉

北里大学メディカルセンター市民講座

参加費無料

日時 2025年1月18日(土) 13:30~15:00

場所 北里大学メディカルセンター南館2階AB会議室

テーマ その腰痛と下肢痛、あきらめていませんか? ~痛みの原因と治療を解説します~

講師 齋藤 亘(整形外科) 岸 真(本藤整形外科 理学療法士)

問い合わせ 北里大学メディカルセンター総務課 ☎048-593-1212(代表)

後援/北本市、桶川市、鴻巣市、各市老人クラブ連合会

駐車場無料

申し込み不要



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の控除

令和6年中に納付した上記保険税(料)は、所得税および市民税・県民税の社会保険料控除の対象となります。

控除対象額は下表の方法で確認してください。

なお、納付方法によって控除を受けることができる人が異なります。

☒ 国民健康保険税…保険年金課国民健康保険担当

(☎ 594-5541)

・後期高齢者医療保険料…保険年金課後期高齢者医療担当

(☎ 594-5542)

・介護保険料…高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)

【控除対象額の確認方法 と 控除を受けることができる人】

徴収方法	控除対象額(年間に納付した保険税(料)額)の確認方法	控除を受けることができる人
特別徴収 (年金からの天引き)	日本年金機構等から送付される「公的年金等の源泉徴収票(上記)」を確認してください	被保険者本人のみ
普通徴収 (納付書または口座振替)	領収書や通帳の口座振替の記帳を確認してください	・被保険者本人 ・生計を一にする配偶者か親族で保険税(料)を納付した人

納付確認書を発行できます

所得税および市民税・県民税の申告等をする際に、1年間に納めた保険税(料)の金額を確認したい場合は、「納付確認書」を発行できます。必要な人は身分確認ができる証明書をご持参のうえ、担当へご相談ください。

要介護認定を受けている人の控除

要介護認定を受けている人は、所得税および市民税・県民税の申告の際、**障害者控除およびおむつ代の医療費控除を受けることができます。**控除に必要な書類は高齢介護課で発行しますので、窓口で申請してください。

障害者控除

必要書類：障害者控除対象者認定通知書

障害者手帳等の交付を受けていなくても要介護認定を受けている人は障害者控除の対象となる場合があります。

認定基準日 所得控除を受けようとする対象年の12月31日

☒ 65歳以上

・要介護1~5の認定を受けている(認定有効期間内に12月31日を含む)

※介護認定時の審査内容により対象外の場合あり

注意事項

・代理人が申請する場合は、代理人選任届が必要です。
・おむつ代の書類の発行は、原則即日対応はしていません。
必要な場合は時間に余裕をもって申請してください。

☒ 高齢介護課介護担当 (☎ 594-5540)

おむつ代の医療費控除

必要書類：主治医意見書の記載内容確認書

要介護認定を受けている場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、控除資料として添付・提示することができます。

認定基準日 所得控除を受けようとする対象年の12月31日

※主治医意見書に尿失禁などの記載がない場合

は医師による証明書が必要

要介護認定を受けている人の
税控除(市ホームページ)▶



〈広告〉

補聴器のご相談は

☎048-577-4080

認定補聴器専門店

相談室ライカへ

北本市本町6-33-1北栄ビル102
営業時間午前9時~午後5時(月曜定休)
他店で購入した補聴器も修理点検・再調整を行っています

認定補聴器技能者
柴田 治のお店

取り扱いメーカー
Phonak WIDEX GN Oticon Signia

まちゼミ聞こえの相談会
令和7年1月27日(月)14時~16時
会場:北本市商工会館
住所:北本市宮内7-148 2階会議室
耳のことが良くわかる講演と補聴器の展示、個別相談を行います。
参加無料:申し込みはライカまで
※会場では、補聴器等の販売は行いません